

砺波市立新設中学校整備に係る基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、砺波市が実施する「砺波市立新設中学校整備に係る基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務」の受託候補者を選定する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

砺波市立新設中学校整備に係る基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務

(2) 業務の目的

市立の中学校3校を統合した新設中学校の整備を行うための基本計画の策定と
PFI手法等の民間活用の導入可能性の検討を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 履行期限

契約日から令和8年3月31日まで

ただし、砺波市議会の繰越の承認が得られた場合は、令和9年3月19日までとする。

2 選定方法

本業務に関する提案を広く募集し、また、競争性を確保するとともに、受託候補者の選定にあつては、企画提案能力及び業務遂行能力等について選定の判断材料とするため、公募型プロポーザル方式とする。

3 提案上限額について

[提案上限額] 22,583,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※上限額を超えての提案は無効とする。

4 参加資格条件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。（共同企業体の場合は、全ての構成員が要件を全て満たすこと。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 砧波市条件付一般競争入札実施要領第3条第2項の規定する建設工事等入札参加資格者名簿（役職）に搭載されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 参加資格審査申請日の段階で、砺波市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しないものであること。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 令和8年1月26日から起算して、過去5年以内にPFI等による公共施設等の整備に関するコンサルタント業務の経験があること。

6 参加手続き

(1) 質問書について

質問がある場合には「質問書(様式第1号)」に必要事項を記入のうえ、電子メールにて提出すること。

※電子メール以外の方法による問い合わせには、一切応じないので注意すること。

ア 受付期間

令和8年1月29日（木）午前9時から令和8年2月2日（月）午後5時まで

イ 回答方法

回答は質問者に対して、令和8年2月4日（水）までに電子メールにより行う。

あわせて、質問者の法人名を伏せた上でホームページに公表する。

(2) 参加表明書について

ア 受付期間

令和8年2月5日（木）午前9時から令和8年2月9日（月）

午後5時まで(必着)

イ 受付場所及び提出方法

砺波市教育委員会教育総務課において、持参又は郵送により受け付ける。

持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝日、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、令和8年2月9日（月）午後5時必着とし、一般書留又は簡易書留にて送付する。

なお、提出された参加表明書により参加資格を確認し、その結果、参加資格の要件を満たしていないと認められた者及び指定する期間内に必要な提出書類を提出しない者は、本件のプロポーザルに参加することはできないものとし、電話及び電子メールによりその旨を通知する。

ウ 提出書類

(ア) 参加表明書：単独事業者（様式第2-1号）、共同企業体（様式第2-2号）

(イ) 誓約書（様式第3号）

(ウ) 登記簿謄本又は登記事項証明書等

(エ) 事業者概要書（様式第4号）

(オ) 受託実績書（様式第5号）

(カ) 共同企業体協定書（任意様式）の写し

※共同企業体の場合のみ提出すること。

(3) 企画提案書について

ア 受付期間

令和8年2月11日（水）午前9時から令和8年2月18日（水）

午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び提出方法

砺波市教育委員会教育総務課において、持参又は郵送により受け付ける。

持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝日、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、令和8年2月18日（水）午後5時必着とし、一般書留又は簡易書留にて送付する。

ウ 提出書類

（ア）実施体制書（様式第6号）

（イ）実施計画書（様式第7号）

（ウ）企画提案書（様式第8号）

※VFMの最大化を図るための方策についても言及すること。

（エ）見積書（経費内訳書含む）

7 審査方法及び評価基準

（1）審査方法について

審査委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑応答による審査を行い、総合的に評価する。

（2）ヒアリングについて

提出された提案書をもとに、審査委員会によるヒアリングを実施する。

ア 実施日時

令和8年2月24日（火）（時間及び場所は別途通知する。）

イ 実施方法

30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

（3）評価基準について

評価基準については、「砺波市立新設中学校整備に係る基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務公募型プロポーザル審査要領」の別表のとおりとする。

（4）結果の通知について

選考委員会の評価の結果については、提案者全てに文書で通知する。

なお、実施結果については、結果通知後に受託候補者以外の参加者の法人名を伏せた上で、ホームページに公表する。

8 実施スケジュール

候補者の決定までのスケジュールは次のとおりとする。

公募の開始・質問書の受付開始	令和8年1月29日（木）
質問書の提出期限	令和8年2月2日（月）17時
質問への回答	令和8年2月4日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年2月9日（月）17時
参加資格の有無の連絡	令和8年2月10日（火）

企画提案書の受付開始	令和8年2月11日（水）
企画提案書の提出期限	令和8年2月18日（水）17時
ヒアリング実施（別途通知）	令和8年2月24日（火）
結果通知	令和8年2月27日（金）（予定）

9 契約方法

受託候補者を契約の相手方とし、契約内容（仕様及び契約金額等）の詳細について協議を行い、随意契約にて契約を締結する。

10 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案とし、提出後の記載内容の変更は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (5) 提案書提出後、辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、文書で砺波市長に通知するものとする。
- (6) 情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開することがある。

(問合せ、書類の提出先)

〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市教育委員会 教育総務課 庶務係

担当 田中

TEL:0763-33-1508

Email:hiroaki.tanaka@city.tonami.lg.jp

砺波市立新設中学校に係る新校舎整備基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務プロポーザル評価基準表

項目		評価	重み	最高配点	観点
1	学校施設を含む複合施設等の業務受注実績評価	1~5	5	25	・他の地方公共団体等における学校施設を含む複合施設等の業務受注実績があるか
2	業務推進体制等	1~5	3	15	・業務への取組み体制や業務責任者及び担当者の業務遂行能力は十分か
3	業務工程の妥当性・効率性	1~5	3	15	・作業内容と業務フロー整理について、無理のないスケジュールや作業内容となっているか
4	提案内容に関する評価	1~5	5	25	・教育の高機能化、生活環境の向上、地域に開かれた学校等の観点から、新しい学校施設の在り方やコンセプトが示されているか ・概算事業費の算定について、人件費や資材価格の高騰等を考慮した提案内容となっているか ・仕様書記載の業務内容及び業務方法について、独自の提案や追加の提案がされているか
5	プレゼンテーション（質疑応答も含む）	1~5	2	10	・プレゼンテーションが分かり易く、説得力があるか ・質疑への応答は適切であるか
6	見積額	【計算式】 [(最低見積額÷各提案者の見積額) ×10点] (小数点以下切り捨て)		10	・費用対効果は高いか
合計			100		